

(平成20年10月20日公布)

練馬区まちづくり条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行により、公益法人の設立根拠である民法（明治29年法律第89号）および都市計画提案権者を定める都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) まちづくり提案団体に係る改正（第15条）

まちづくり提案をすることができる団体として規定されている団体のうち、「民法第34条の法人」を「一般社団法人または一般財団法人その他の営利を目的としない法人」とするため、所要の改正を行う。

(2) 地区計画等の住民原案の申出人に係る改正（第20条）

地区計画等の住民原案の申出をすることができる団体として規定されている団体のうち、「民法第34条の法人」を「一般社団法人または一般財団法人その他の営利を目的としない法人」とするため、所要の改正を行う。

3 施行期日

平成20年12月1日